平成２６年（フ）第１２０５３号
東京都西東京市富士町１丁目７―79―1002
債務者　久保田甲一
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２０５９号
東京都練馬区早宮２丁目16―37―303
債務者　宇田川賢太
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２０６０号
東京都足立区綾瀬３丁目16―23―106
債務者　依田　博樹
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２０７０号
東京都新宿区喜久井町36―201
債務者　八木　美希
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２０７１号
神奈川県藤沢市羽鳥２丁目１―26―103
債務者　湯浅　美樹（旧姓椎野）
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２０７２号
東京都足立区大谷田２丁目24―16―202
債務者　阿部　賢治
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２０７３号
東京都豊島区池袋４丁目14―16―301
債務者　冨成亜希子・安藤亜希子こと　冨成アキ子（旧姓安藤）
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２０７５号
東京都町田市三輪緑山３丁目2112―12　藤和ライブタウン緑山１―310
債務者　小坂　将気
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２０７６号
東京都町田市三輪緑山３丁目2112―12　藤和ライブタウン緑山１―310
債務者　小坂　舞
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３４号
大分県杵築市大字杵築861番地６　エクレール北浜Ｂ201
債務者　酒井　松博
1　決定年月日時　平成26年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月10日午後１時30分
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２６年（フ）第４６６８号
大阪市北区末広町２番24号　カーサヒグチ502号室
債務者　生柄映里子
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４６９５号
大阪市北区池田町15番１―801号
債務者　栗田美也子
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５１６４号
大阪市生野区桃谷４丁目13番17号、前住所大阪市生野区桃谷４丁目８番24号
債務者　上原大輝こと　韓　大輝
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８７１号
東京都八王子市散田町１丁目２番６号コーポレイメイ103号
債務者　常盤　正
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月５日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第４３号
熊本県球磨郡錦町大字西６―１　第２錦フルーツコーポピーチ１号、住民票上の住所熊本県人吉市下永野町125番地３
債務者　新田　誠
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月６日午前10時
熊本地方裁判所人吉支部